

1. 平成 30 事務年度のモニタリングについて

○ 本事務年度においても、証券取引等監視委員会との連携を行い、オンサイト・オフサイト一体的な証券モニタリングを実施することとしている。具体的には、金融行政方針、証券モニタリング基本方針に基づき、各種モニタリングを進めることとしている。

○ モニタリングのポイントを述べる。

まず、金融行政上の課題については、

- ・証券会社は収益や健全性が市場・景気動向の影響を受けやすい特性があるため、市況等に左右されにくい安定的な収益・財務基盤の構築が課題である
- ・グローバルなビジネス展開をしている証券会社については、将来を見据えた経営戦略の策定や機動的なリスク管理の実施が重要である
- ・取り扱う商品のリスク特性等を踏まえた勧誘販売態勢の構築が不十分である事例も見られるところ、顧客の属性等も十分に考慮した勧誘販売態勢の整備、構築は引き続き重要な課題である
- ・こうした課題や経営戦略については、取締役会が経営に対する監督機能を有効に果たすなど、適切なガバナンス機能の発揮が重要である

などが挙げられるため、このような観点からモニタリングを実施する必要がある。

○ 大手証券会社について具体的に述べると、

国内においては、各社ともに、引き続き資産管理型営業への転換が重要と位置づけ、従前のフロー収益中心のビジネスモデルからストック収益を重視する戦略に転換を図っているが、その一環として、顧客本位の業務運営を営業現場に具体的に拡充・定着させるため、例えば、顧客のニーズを踏まえた営業店主導のボトムアップ型の計画策定や業績評価項目に顧客満足度などの顧客の声を反映させるなど、各種の施策を進めている段階にある。

当庁としては、顧客本位の業務運営を実践していくためには、営業店

がそれぞれのマーケット環境や顧客属性の違いに応じて制約要因を特定し、それを解決するために必要な施策を実施していくことが重要であると考えており、本事務年度においては、そうした施策による効果を定期的に確認し、見直すべき施策は見直すなど、経営陣による強い関与の下で、顧客本位の業務運営が営業現場で定着するための取組みを着実に進めているか、定着度合いを示す KPI について、各社の規模・顧客層等の実態に応じて検討し、定期的に見直しを行っているかについてモニタリングしていく。

- また、海外においては、厳しいビジネス環境が続く中、グローバルな業務展開をしている証券会社は、各業務の収益性の向上と中長期的な強みを確保していく観点から、ビジネスの選択と集中を進めているところであるが、当庁としては、そうしたビジネス戦略を着実に推進するため、グループ全体として、海外業務の特性を踏まえたリスク管理の強化などに取り組むことが重要であると考えており、本事務年度においても、グローバルな業務展開を支える経営管理態勢及びリスク管理態勢の整備状況をモニタリングしていく。
- 当庁としては、こうした重要な経営課題への対応に当たっては、取締役会が経営に対する監督機能を有効に果たすなど、ガバナンス機能の発揮が重要であると考えており、本事務年度においても、社外取締役を含む経営陣との深度ある対話を中心にモニタリングしていく。
- 大手証券会社以外の証券会社については、規模・業務形態等における多様性を背景に、各社の収益・顧客基盤の強化に向けた取組みは、進捗度合い・内容ともに様々である。当庁は、これまでもトップヒアリング等を通じて議論を行ってきており、各社からは次のような取組みが見られた。
 - ・ 自社、グループ会社の調査機能を拡充し、又は外部調査会社の調査機能を活用することで、地元企業株や中小型株に関するレポートを作成し顧客に提供
 - ・ 信用組合と包括的に業務提携し、中小事業主など、双方の顧客について、域外のビジネスマッチングや融資ニーズのある顧客を信組へ、資産運用ニーズのある顧客を証券会社へ紹介するといった取組
 - ・ 証券会社から金融仲介業者へ業態転換を行い、自社の商品ラインナッ

プの拡充を図るとともに、システム関連費等をコスト削減し、顧客サービスや収益力の強化を図る

- 本事務年度においても、将来の経営方針・経営状況の見通しや投資者保護のための態勢整備について、対話を継続する。地域証券会社については、これまでの対話の中で議論した課題について対応状況等をフォローアップし、とりわけ地域の中核証券会社や解決策を見いだせていない先については、具体的な検討・対応の策定を促していく。

また、グループ化や地域証券会社等との連携を進めている先については、こうした連携等の成果あるいは課題についても合わせてモニタリングしていく。

ネット系証券会社については、独立系アドバイザー（IFA）や地域金融機関との提携による対面営業への進出・拡大を踏まえた管理態勢の整備状況、システム障害発生未然防止に向けた取組みやシステム障害発生時の適切な復旧・代替作業の速やかな実施に向けた取組状況等についてモニタリングしていく。

- 外国金融機関については、グローバルな事業戦略の変革に伴う日本拠点のリスク変化をフォワード・ルッキングにとらえた上で、ガバナンス等の経営管理、法令等遵守、リスク管理及び内部管理の各態勢についてモニタリングを行う。また、外国金融機関の本部・日本拠点との対話を通じてベストプラクティスを収集し、これらの知見を我が国の金融システムの発展にも活用していく。さらに、我が国金融機関等向けに販売する商品の動向や当該商品のリスクについて検証するとともに、必要に応じ、監督カレッジ等を通じグローバル本部や母国当局に対しても適切な対応を求めていく。

- また、規模を問わず、引き続き証券会社共通の課題であるが、
 - ・商品のリスク特性や顧客の属性等を考慮した勧誘販売が行われているか
 - ・会社として適切な勧誘販売体制が構築されているかといった点についてしっかりとモニタリングしていく。

2. IPOに係る証券会社の引受審査について

- 近年、IPOを行う企業は増加傾向にあり、これらの企業の中には、AIなど従来見られなかったIT関連技術を用いる企業や、新たなビジネスモデルの企業が含まれているため、そうした企業のIPOに係る証券会社の引受審査の状況についてモニタリングを行う必要があると考えている。
- 金融庁が昨事務年度において証券会社の引受審査の状況についてモニタリングを実施した結果、人材面、知識面などの制約を抱えながら、ビジネスモデルの持続可能性や内部管理面の適切性を十分に評価するため、専門家や外部調査機関を活用するなど、新たな取組みを通じて引受審査の品質向上に努めるような動きが見受けられた。
- IT関連技術を用いる企業や新たなビジネスモデルの企業のIPOに係る証券会社の引受審査の状況については、引受審査の更なる品質向上に向けた取組みを促すため、今事務年度においても対話を行っていきたい。

3. VIXインバースETNについて

- VIXインバース日次指数を対象としたETNが早期償還された件について述べる。本件は、本年2月、米国株式市場の急落により、VIX指数が急上昇したことに伴ってVIXインバース日次指数が急落し、早期償還条項に該当することとなったもの。
- 本商品を販売する際に、早期償還条項が付されていることを始め、商品性やリスクに関する説明が十分ではなかったというケースが見られている。
- 本件については、当局としても状況を注視してきたところであるが、上場後の勧誘・販売において、上場商品ということで思考が停止し、顧客に対する説明事項の徹底を含めた必要な販売管理態勢が整えられていなかったこと、早期償還後の顧客対応において遅延が見受けられたことなど、様々な問題があったと考えている。

- 顧客に対しては、真摯かつ丁寧な対応を行うことが重要であり、早期償還条項を事前に説明していない顧客やその後の対応の中で納得が得られていない顧客には、FINMAC によるあっせんを紹介するなど、引き続き万全な顧客対応を行ってほしい。

4. トルコリラ急落に伴う対応

- 8月中旬、米国とトルコの関係悪化を懸念して、トルコリラが急落した。これを受けて、トルコリラ関連の普通債、仕組債のほか、これらを組み入れた投資信託が大幅に値下がりました。
- 顧客が保有する投資信託や今後償還を迎える普通債・仕組債については、含み損を抱えている状況にある。顧客が知らないうちに多くの含み損を抱えているということがないよう、多くの含み損が生じている顧客に対しては個別に資産の状況について説明を行うなど、適切な対応を行っていただきたい。
- 先ほど述べた VIX の件やトルコリラの急落のような事案を踏まえると、
 - ・商品自体に特異なリスクがあるものを一般投資家向けに積極的な勧誘・販売を行うに際しては、顧客の知識、経験、財産の状況、投資目的といった、顧客属性等に則した適合性について、事前に十分な検討を行う
 - ・検討の結果、適合性が認められると判断し、実際に積極的な勧誘・販売を行う場合には、商品自体の特異なリスク等について十分な説明を行う
 - ・仮に顧客に大きな損失が生じた場合には、顧客に速やかな説明を行うとともに、勧誘時の情報提供が十分だったのかといった点についても確認を行い、顧客に対して適切なフォローアップを行うなど、顧客の属性等も十分に考慮した勧誘・販売態勢の整備を行っていただきたい。

(以上)